

2024.8.22

山形県知事 吉村美栄子 様

遊佐沖・酒田沖・洋上風力発電への公開質問状（5回目）

鶴岡持続可能社会研究所 代表
鶴岡市議会議員
草島進一

■公開質問状について

私達は、2022.12.22 に公開質問状を提出。2023.4.20 に2度目の質問状を提出。更に2023.5.16の国会質問を踏まえ2023.7.12に3度目の質問状を提出。2023.11.16に県より前に回答した旨の無回答の回答。更に2024.6.4の国会質問を踏まえ、6月14日に4度目の質問状を提出した。7月22日県より回答が届いた。

●風車騒音と健康被害について



田嶋順太 北海道大学 助教 公益社団法人日本騒音制御工学会 学会誌 騒音制御 46巻の176頁 発表されたソフトウェア「H-リスク」に、遊佐風力発電 計画 のデータ 15MW 52基を 約2KM にインプットして求めた値

4度目の質問状 「遊佐町で試算された250名の不眠症リスクについては、規制値を定めている欧米での規制値を踏まえても、ほぼ同様の試算ができる。県民に近い立場の県として、予防原則をもって風車騒音による沿岸住民への睡眠妨害、健康影響を踏まえ、その影響が及ばないように、十分な離岸距離を諸外国の先例の様に確保すべきと思うがどうか？」に対し、

県の回答は、「すでに以前、回答した」。また、「シミュレーションソフト H-Risk の正確性に対する評価について現状では不明確であり、この試算値だけをもって一概に影響があるという評価は難しいことから、協議の場を設ける必要はないものと考えている。」

と回答した。



「すでに以前、回答した」とされる 2023.6.28 の回答に「指針値は、残留騒音の値に 5 dB 加えた値とされている。このため、残留騒音の扱いが明らかではない当該ソフトウェアの試算値だけをもって一概に影響があるという評価は難しい」とあった。

それに対し、2023.7.12 の質問状で、北海道大学 田鎖助教は「残留槽音と風車音による健康リスクの関連性」を示す科学的知見は存在しないため、私の開発ソフトウェアでは、残留騒音は考慮していない」

又、1000人規模の疫学調査で、40.5 dB 以上の暴露で深刻な睡眠障害「不眠症」が発生すると結論づけた影山隆之 元国立環境研究所 主任研究員 大分看護科学大学教授は、「我々の調査分析においては、残留騒音の影響を極力除去するよう最新の注意と工夫を払い、風車のみによる騒音レベルを推定して、それと不眠の発生リスクの関連を検討したのだから、「残留騒音に関係なく、風車の騒音レベルにより発生リスクが決定されるという推定になっている。」と言及している。

この 2023.7.12 の質問状で以上のように残留騒音の県の認識の誤りを指摘し、見解を問うたが、その後 11 月 16 日の県の回答では「2022 年 3 月及び 6 月に回答している」と完全に回答を拒否した。

「正確性に対する評価について現状では不明確」について

当該ソフトウェアの正確性に疑義とあるが、音響的な予測の部分では環境アセスをする時の予測方法自体を否定しているのと同じではないか。(影山)

音響的な予測の部分では、地表面効果に若干の修正を加えていること(完全反射で音圧 2 倍)以外は ISO 9613-1 と同じである。ケチをつけるとするならばこの「地表面効果の修正」だが、この修正の根拠は H-RISK の論文で示している。荒唐無稽な根拠であれば査読段階で修正を求められるであろうが、そうならないことから妥当性を推して知るべしである。よって、この正確性を否定する、というのは相当の覚悟が必要になる。

山形県が納得するような「正確性」を満足する計算ソフトウェアは、どの様な要件を備えているのか？という疑問が寄せられた。

要するに、騒音制御学会で査読論文として発表されたシミュレーションソフト H-risk の結果に対して、

- 1) 健康リスクと全く関係のない「残留騒音」を指摘して、論外としている。
- 2) 科学的な論拠も示さずに結論を否定している。
- 3) 科学者の指摘に対して無回答を繰り返すのみである。

山形県はこの風車騒音の問題について、科学者が指摘する「不眠症 250 人発生する可能性がある」とする県民の睡眠障害のリスクに対して、全くリスクコミュニケーションおよび説明責任を果たしていない。

■酒田市の説明会での事実と異なる 虚偽発言について

6 月 4 日の参議院環境委員会で立憲民主党 川田龍平議員の質問に対し環境省統括官が「世界で 10 MW 以上の風車で離岸距離 10 km 以内に稼働している風車は現存しない」と明言した。

酒田市の説明会で、その国会答弁を提示し、「酒田市などの 15 MW 風車を 2 km などにつくる計画は非常識を通り越して狂気の沙汰ではないのか」と計画の見直しを迫った酒田市民の質問に対し、県の担当は、

- 「環境省の基準では直接的な健康の影響はない。風車の専門家の意見としては過去の発言では「科学的

知見を踏まえると1キロメートル程度離れると、風車の騒音が減衰して人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低い」とされている」

●参議院の環境委員会の環境省発言「世界の10MW以上の風車は10km以内に稼働実績はない」は承知しているが、それをもって非常識とはいえないのではないか。参考までに「台湾では14MWクラスを5kmに計画がある」

と言及した。

「風車の専門家の意見としては過去の発言では科学的知見を踏まえると1キロメートル程度離れると、風車の騒音が減衰して人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低い」

という見解について環境省担当者に確認したが、「こちらの内容について弊省においては承知していない。」とのことだった。風車の大きさと風車騒音は関連することは科学的に明らかにされており、10MW風車の場合、最低でも10km以上の離岸距離が必要で、1kmの離隔距離で問題なしなどというのは論外と田鎖助教らは言及している。

県の根拠なき、でっちあげの発言である事が判明した。

「台湾では14MWクラスを5kmに計画がある。」発言について

台湾での14MW風車の計画は概ね30km、40km以上の離岸距離がとられて計画されている。8MW風車も8km沖が実態。そのような計画は確認できず虚偽と判明した。

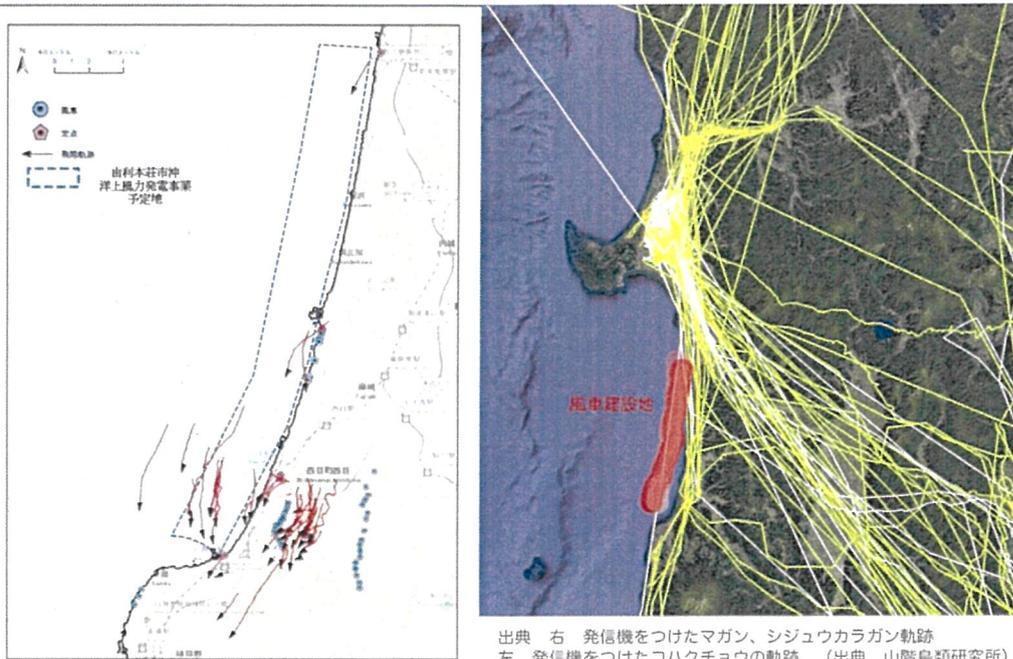
国会の答弁で、世界にはないと認めた10MW級風車を10km以内、2km以内の建設という非常識な建設事業について、騒音問題と世界の実態について、事実と異なる虚偽の説明で住民を情報操作しようとしたと史料するものである。

風車騒音の問題については、特に風車特有の低周波音を含む反復するパルス音により睡眠障害を及ぼし、県民の健康を阻害しかねない問題であり、風車先進国の欧米諸外国でも、多くの紛争があり、その結果として、離隔距離や、離岸距離がとられているのが実態である。

そうした事実を、まるで無視した形で事業を推進することは絶対に許されない。科学的知見をもってリスクコミュニケーションを果たすことが重要である。

2) 国際的に重要な渡り鳥への影響について

重要生息地の保全 —風発開発との軋轢懸念—



●渡り鳥への影響をどのように考えているか？法定協議会に鳥類保護の関係者をいれるべきでは？との質問には、

県の回答は、「再エネ海域利用法に基づく協議会の議論において、地域から寄せられた不安や懸念などのご意見を受け止めた上で意見とりまとめがなされたもの」などと回答しているが、これまでの山形県の法定協議会で、鳥類への影響に関する協議は全くおこなわれていなかったと史料する。

環境アセスで適正な配慮をおこない事業者へ勧告と回答にあるが、渡りルート上に風車を建設をおこなった上での配慮といえ、風車を停止する事ぐらいである。

鶴岡市のラムサール条約指定湿地に飛来する二国間協定などで保護される国際的保護鳥で国の天然記念物あるオオヒシクイ、マガン、シジュウカラガンや、コハクチョウの生態に影響しないように配慮する旨環境大臣も答弁していたが、それを具現化するためには、離岸距離を十分にとることが必須であり、環境アセスメント上での議論の話では解決に至らない

3) 浮体式風力発電にして20 km以上の離岸距離をとることについて

県回答は22.6.18回答済みとのことだが、「住民の方々への説明や議論を踏まえながら、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律(再エネ海域利用法)のプロセスに沿って進めていく」と回答

■総括と質問

総括すれば、現在、山形県は、風車騒音と健康被害についても、鳥類保護の観点からも、洋上風車の離岸距離について、全くリスクコミュニケーションや説明責任を果たしていない。科学的なシミュレーション結果を根拠無く排除し、事実と異なる虚偽を言及して県民をミスリードし、15MW 風車 52 基を 1.8km 沖に建設という国際的に非常識な離岸距離での巨大風車の建設計画を強行しようとしている。

山形県エネルギー戦略会議の座長である吉村昇氏が、6月12日の戦略見直し会議の席上で、秋田沖での実証実験が決まった浮体式洋上風力発電に関して「今回の実験は水深400m位の所で、距岸より30km位の沖合になる。この位離れば騒音問題や健康影響被害がございませんので今後よろしくお願ひします。」とあたかも現行計画では被害がでるかのような発言をした。

座長をはじめエネルギー戦略関係者、及び県は、この問題を掌握しながらも真実を隠し続け、県民をミスリードしているのではないか。

以下は、現在国内最大の8MW（高さ208m）風車を1.6km沖に建設した石狩湾の洋上風発の写真である（2024.7.22 草島撮影）遊佐風車は15MW(高さ270m)を1.8km沖であり更に威圧感を伴い沿岸景観が一変することは明らかで、8MW 風車でも概ね8km 沖以上離岸距離をとっている台湾を含め諸外国にはこのような風景は存在しない。



先ずは、県民を、事実と異なる虚偽を言及して、誘導しようとしたこと、又、科学的なシミュレーションを科学的論拠なく無視し続けてきた事実について謝罪し、正確な情報を伝え直す事。又、真摯にリスクコミュニケーションをはかろうと尽力している科学者、有識者の見解を踏まえる事を強く求める。

国とともに、現行計画を見直し、風車先進国の欧米や世界の常識に習い、浮体式の風車に変更し、22キロ以上沖への、真に持続可能な開発計画への変更を強く求める。

以上、可及的速やかな見解を求める。(9月22日迄)